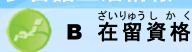
たげんごせいかつじょうほう



■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきょかしんせい しかくがいかつどうきょか さいにゅうこく 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

きょか ざいりゅうしかくしゅとく 許可、在留資格取得

にほん す えいじゅうきょか

2-5 日本に ずっと 住みたいとき(永 住 許可)

にほん す にゅうこくかんりきょく えいじゅうきょか えいじゅうきょか 日本に ずっと 住みたいとき、ちかくの 入国管理局に 永住許可を たのんでください。永住許可を えん しゅうにゅういんし

もらうとき 8,000円(収入印紙)を はらいます。

えいじゅうしゃ ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく か にほん 永住者は 在留期間や 在留資格を 変えなくても ずっと 日本にいることが できます。でも、日本から

で さいにゅうこくきょか いちど にほん はい きょか 出るとき 再入国許可(「もう一度 日本に 入ってもいいです」という許可)が いります(※)。

ざいりゅう にほん で ねんいない かえ さいにゅうこくきょか ※パスポートと 在留カードを もっている人は、日本から 出て 1年以内に 帰ってくるとき、再入国許可はいりません。

にゅうこくかん りきょく き くわしいことは、ちかくの 入国管理局で聞いてください。